

7 資格一覧表		
資格番号	資格名	資格概要
1	揚貨装置運転士免許	・ 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)別表第四に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者
2	クレーン運転士免許	・ 安衛則別表第四に規定するクレーン運転士免許を受けた者
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第十八号の四に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
4	移動式クレーン運転士免許を受けた者	・ 安衛則別表第四に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者
5	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第十八号の五に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
6	デリック運転士免許を受けた者	・ 安衛則別表第四に規定するデリック運転士免許を受けた者
7	フォークリフト運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第二十号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者
8	フォークリフトの訓練を受けた者	・ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの
9	上記(7番、8番)以外にフォークリフトの運転ができる者	・ 昭和四十七年労働省告示第百十三号第二号イからホまでに掲げる者
10	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第二十一号に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者
11	建設機械施工技術検定に合格した者	・ 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(昭和四十七年労働省告示第百十三号第三号に規定する者を除く。)
12	建設機械運転科の訓練を修了した者	・ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
13	上記(11番、12番)以外に建設機械の運転の業務ができる者	・ 昭和四十七年労働省告示第百十三号第四号イからへまでに掲げる者
14	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第二十号の二に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者
15	ショベルローダー又はフォークローダーの訓練を受けた者	・ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けたもの
16	上記(14番、15番)以外にショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務ができる者	・ 昭和四十七年労働省告示第百十三号第八号イからへまでに掲げる者
17	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第二十一号の四に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者
18	上記(17番)以外に不整地運搬車の運転の業務ができる者	・ 昭和四十七年労働省告示第百十三号第十号イ及びロに掲げる者
19	高所作業車運転技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第二十一号の五に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
20	玉掛技能講習を修了した者	・ 安衛則第七十八条第二十二号に規定する玉掛技能講習を修了した者
21	玉掛け科の訓練を修了した者	・ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者
22	上記(20番、21番)以外に玉掛けの業務ができる者	・ 昭和四十七年労働省告示第百十三号第十一号イからワまでに掲げる者